

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年4月21日)

【 件 名 】

- 1 平成28年度鳥取県中部地震災害義援金について (福祉保健課)・・・1
- 2 鳥取市の中核市指定に係る県知事への同意申入れについて (福祉保健課)・・・2
- 3 第4回障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)策定検討委員会の開催概要等について (障がい福祉課)・・・4
- 4 鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアルの策定について (障がい福祉課)・・・6
- 5 高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会の開催結果について (長寿社会課)・・・15
- 6 えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)の活動状況について (子育て応援課)・・・17
- 7 医療的ケアが必要な児童等の地域生活支援に関するニーズ調査結果について (子育て応援課)・・・18
- 8 子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について (子育て応援課)・・・23
- 9 児童虐待死亡事案検証報告及び今後の対応について (青少年・家庭課)・・・25
- 10 県立総合療育センターにおける不適切な処遇に係る対応状況等について (総合療育センター)・・・27
- 11 公共的施設及び多数の者が利用する施設等における禁煙状況等に関する実態調査の結果 (健康政策課)・・・29
- 12 県の施設の難病患者等への使用料減免について (健康政策課)・・・30
- 13 鳥取県ドクターヘリ導入事業の住民への広報について (医療政策課)・・・32
- 14 平成28年度第5回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について (医療指導課)・・・33
- 15 平成28年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の開催状況について (医療指導課)・・・36
- 16 指定障害福祉サービス並びに指定居宅サービス及び介護予防サービス事業者の指定取消について (東部福祉保健事務所)・・・39
- 17 身体障害者手帳の等級誤認定に係る対応等について (西部福祉保健局障がい者支援課)・・・40

福祉保健部



平成28年鳥取県中部地震災害義援金について

平成29年4月21日
福 祉 保 健 課

この度、平成28年鳥取県中部地震災害義援金の募集期間が終了（3月31日まで）しましたので、その概要について報告します。

なお、募集期間は終了しますが、既に4月以降の寄附のご意向を伺っていることもあり、当分の間、受入は行うこととします。

1 義援金の総額及び件数

276,050,812円（6,816件） * 3月31日時点

2 義援金を活用した支援額総額

274,139,470円

<内訳>

○人的被害に対する支援

・重傷者：800,000円（8人）

○住家被害に対する支援

・全壊：5,100,000円（17世帯）

・大規模半壊：2,850,000円（19世帯）

・半壊：35,300,000円（353世帯）

○被災者住宅修繕支援金としての支援（県事業）

・230,089,470円

3 今後の配分

義援金総額との差額及び鳥取県中部地震の被災者に対する4月以降に寄附される義援金については、平成28年度の配分ルール同様に引き続き支援を行うこととし、残余が生じた場合、鳥取県社会福祉協議会の「災害ボランティア活動振興基金」へ全額拠出する。

<配分ルール>

・人的被害（重傷者）：100千円／人

・住家被害（全壊）：300千円／世帯

・住家被害（大規模半壊）：150千円／世帯

・住家被害（半壊）：100千円／世帯

・住家被害（一部破損）：県の被災者住宅修繕支援金と一体的に活用

<参考>市町村別の支援の状況（被災者住宅修繕支援金を除く）

市町名	人的被害(人数)	住家被害(世帯数)			義援金配分額 (千円) (人数(世帯数) ×配分額)
	重傷者 (100千円/人)	全壊 (300千円/世帯)	大規模半壊 (150千円/世帯)	半壊 (100千円/世帯)	
鳥取市		1		3	600
倉吉市	4	3	15	290	32,550
境港市	1				100
三朝町				7	700
湯梨浜町	1			16	1,700
琴浦町				1	100
北栄町	2	13	4	36	8,300
合計	8	17	19	353	44,050

鳥取市の中核市指定に係る県知事への同意申入れについて

平成29年4月21日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市が総務大臣へ中核市の指定の申出を行うにあたり、4月12日に、市長が知事に地方自治法の規定に基づく県知事の同意の申入れが行われました。

この申入れを受け、6月定例県議会における「同意の議案」の提案に向けて、これまでの取組をより具体的に進めるため、「保健所移行実践検討チーム」を設置しましたので、その概要を報告します。

1 鳥取市の中核市指定に係る県知事への同意申入れ

- (1) 日時 平成29年4月12日(水) 午後1時～1時20分
- (2) 場所 県庁第2応接室
- (3) 申入者 鳥取市長 深澤 義彦、鳥取市副市長 羽場 恭一、中核市推進局長 田中 節哉、健康子ども部長 岩井 郁
- (4) 対応者 鳥取県知事 平井 伸治、統轄監 野川 聡、地域振興部長 高橋 紀子
- (5) 知事の主なコメント
 - ・深澤市長の就任以来、市において十分な議論のもと必要な事項が検討されて提出された申入れであり、これまでの市における検討に敬意を表したい。申入れを重く受け止め、誠実に検討を進め、議会とも協議を深めて参りたい。
 - ・全国にもあまり例がないが、限られた人材の中で、県と市で保健所を市町一体で運用し、素晴らしい住民サービスが提供できるよう、県市で最後に詰めるべき課題の整理を進める。
 - ・県民のみなさまと合意形成を図ること、4町の同意をいただくことが必要である。

2 保健所移行実践検討チームの立上げ (H29. 4. 13設置)

(1) 体制

① 保健所移行実践検討チーム

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定。ワーキンググループにおける研修等の状況を確認し、必要な見直しを実施する。

【構成】チーム長：(県)福祉保健部長

副チーム長：(県)生活環境部長、(市)健康子ども部長

メンバー：(県)鳥取保健所長、東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長
(市)環境下水道部長、福祉部長

② ワーキンググループ (WG)

移管する8つの事務分野(福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障害者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策)ごとに、ワーキンググループを設置し、市の職員が県の保健所の現場で実践研修を行う。

(2) 今後の予定と進め方

4月中に第1回保健所移行検討実践チーム会議を開催し、研修方針を決定する。

各ワーキンググループにおいて、研修計画を作成する。

【参 考】

1 これまでの協議経過

平成26年 6月23日 深澤市長が平井知事に鳥取市中核市移行に向け県へ協力を要請

知事から市長へ、中核市移行の決意に敬意を表し、県として惜しみなく協力することを伝えるとともに、保健所をはじめ多くの事務権限が移管されることから、4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場の設定を提案。

8月 4日 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会設置

知事、市長、4町出席のもと、第1回の協議会で、住民に身近な行政というメリットを活かした住民のサービスの向上を図ること、東部4町の保健所業務も一体的に市で実施することを基本に検討を進めることを決定。

以降H29. 2. 14まで、統轄監・副市長をトップに事務レベルで7回の協議会を開催
円滑な事務移譲と4町への保健所事務の委託に向けた体制整備等を検討協議。

平成27年 9月24日 鳥取市議会「鳥取市の中核市移行の推進に関する決議」

平成29年 1月25日 総務省・厚生労働省 事前ヒアリング

2月24日 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出

3月24日 市議会において「中核市指定の申出」議案が賛成多数で可決。

4月12日 中核市指定の申出に係る県知事への同意を申入れ

2 今後のスケジュール

平成29年 6月頃 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出（予定）
（県議会で可決された場合）

7月頃 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月頃 市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
⇒「鳥取市」が中核市に指定

平成30年 4月 1日 鳥取市が中核市に移行

3 今後の取組

円滑な移譲に向けた体制づくりを行う。

（事前研修・人事交流等の人的支援、災害医療体制など緊急時の県との連携体制の構築など）

- ・「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」及び県のプロジェクトチーム、市の部会において、これまでに引き続き、人事・組織的対応、財源等を整理する。
- ・4月13日に立ち上げた「保健所移行実践検討チーム」で、実践研修や人事交流も交えながら円滑かつ確実な事務移譲を行う。
- ・県から市へ保健所業務を委託する4町にも安心いただける体制を整備する。

第4回障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)策定検討委員会の開催概要等について

平成29年4月21日
障がい福祉課

平成29年4月11日に第4回障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)策定検討委員会を開催し、これまでの委員会での意見等を踏まえ、今月末より県民の意見を伺うパブリックコメントで使用する「あいサポート条例(愛称)素案の概要」(別添)について、ご意見を伺ったので、その概要を報告します。

1 条例策定検討委員会

(1) 第4回条例策定検討委員会における主な意見

- 重症心身障害の子どもたちは、自分で発信することができないため、介助者の手を借りることになる。これを条例に盛り込むことは難しいかもしれないが、具体的な施策において、配慮してほしい。
- 重度の障がいの方の介護について、重度の方は「意思決定」ができない人が多い。「意思決定」を支援するようなこと、本人の意思決定ができない方をどのようにサポートするかを盛り込んでほしい。
- 差別解消に向けた取組を行うにあたり、根本的にどのようなことが差別なのかを県民が理解するために、啓発についても盛り込んでほしい。
- 差別のない方法での対応、「不当な差別」や「合理的配慮」がどのようなものなのか、県民に理解していただくことに力を入れてはどうか。
- 障がいを理由とする差別の解消に関する教育・啓発について、法律と重複してでも盛り込んでほしい。

(2) 第1回から3回までの条例策定検討委員会での主な意見

- ・障がい者の理解・啓発について盛り込んでほしい。音声機能障がいがあることを知ってほしい。
- ・家族の支援も必要で、家族も一緒に障がいを知る教育体制を考えてほしい。
- ・年少期からの障がい理解は大切。年代に応じた教育が必要である。
- ・緊急時に公の支援を待っているだけというわけにはいかない。声掛けなど共助の関係が問われる。日ごろの自治会活動等が大事。
- ・聴覚障がい者は、情報が入りにくいため、情報バリアフリーについて盛り込んでほしい。
- ・災害時において、耳が聞こえないため、情報が伝わってこない。手話ができる環境を整備して情報の保障をしてほしい。
- ・安心して住めるための防災対策が重要。防災はとても大切であり、盛り込んでほしい。
- ・災害時の支援について、命を守る支援と生活を支える支援に分けて記載してほしい。
- ・人工透析が必要な方にとって、食事の内容は重要。避難所での食事(食材)の内容にも配慮を。
- ・1人暮らしの視覚障がい者は、災害時においてブルーシートの配布情報があっても取りに行けない。
- ・災害発生時の対応で、避難所のバリアフリーについて、盛り込んでほしい。
- ・障がい者は、災害時にSOSのサインを出すことができない。助けを求めたくても、(言語機能に障がいがあるため)声を出すことができない。ベルや鈴で呼ぶことがある。災害時もそのようなものを活用した仕組みが出来たらいい。

2 今後の予定

- ・4月下旬 パブリックコメント開始
- ・5月中旬 常任委員会(パブリックコメント結果概要の報告)
- ・6月 6月県議会上程

参考：策定検討委員会の委員：20名

鳥取大学教授、日本障害フォーラム、権利擁護センター、鳥取県身体障害者福祉協会、鳥取県視覚障害者福祉協会、鳥取県聴覚障害者協会、鳥取県手をつなぐ育成会、全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部、鳥取県精神障害者家族会、鳥取県自閉症協会、鳥取県腎友会、鳥取盲ろう者友の会、鳥取県高次脳機能障害者家族会、鳥取県断酒会、人工内耳友の会鳥取支部、鳥取県清音会、障がい福祉サービス事業所、行政関係(障がい福祉)、行政関係(教育)、公募

あいサポーター条例 (愛称) 素案の概要

1 制定の目的

本県が取り組んできたあいサポーター運動を更に発展させ、障がい者が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目的とします。

2 条例案の内容

「障がい者が暮らしやすい社会をつくるために、行政、事業者、県民が、それぞれお互いに協力して行うこととします。」

- ・ 県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進します。
- ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。
- ・ 障がい者が障がいのない者と同等な日常生活を営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障します。
- ・ 災害が発生した場合において、障がい者が安全・安心に避難し、生活できるよう支援します。
- ・ 障害福祉サービスの充実、虐待防止の促進、医療・福祉等の連携、教育環境の整備、就労の促進、文化芸術・スポーツの推進に取り組みます。

下線は、第4回委員会の意見を踏まえて加筆した部分

【行政の役割】

- ・ 行政の作成する障がい者に関する計画に施策を定め、障がい者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

【事業者の役割】

- ・ 事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するようにします。

【県民の役割】

- ・ 県民は、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力します。

【行政・事業者・県民がみんなで行う取り組み】

- ・ 障がい者が困っているときにちよっとした手助けをするなどの「あいサポーター運動」に県民全体で取り組みます。
- ・ 支援が必要との表示を身に付けている障がい者等に対し、求めがあった場合に手助けをします。

【障がい者差別解消相談支援センターの設置】

- ・ 障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、障がい者差別解消相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）を設置します。
- ・ 相談支援センターにおいて相談者への助言や関係機関と連携した相談者への支援を行うとともに、県民への啓発等を行います。

【情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障】

- ・ 障がい者とのコミュニケーションでは、視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、言語・音声機能障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、それぞれの特性に応じた方法でコミュニケーションを行い、障がい者が円滑に情報を取得することができるよう方法で情報を発信します。

【災害時における障がい者の支援】

- ・ 平時から、災害発生時に障がい者に対する必要な対応ができるよう、地域における支え愛マップなどの仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 災害が発生した場合に、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの障がい者に対し、障がいの特性に配慮した情報提供を行い、支援が必要な障がい者が安全・確実に避難できる仕組みをつくります。
- ・ 避難所では、障がいの特性に応じて、情報提供の徹底、生活上必要な配慮をします。また、避難所の円滑な利用のため施設・設備の充実を図ります。

【障がい者の自立及び社会参加の推進】

- ・ 障がい者福祉に関する制度の新設や拡充などサービスの充実を図ります。また、意思決定ができない障がい者への支援に関する体制整備等を図ります。
- ・ 医療・歯科医療について配慮の必要な障がい者が安心して暮らせるよう、医療・福祉・保健・教育などの関係分野での連携を一層進めます。
- ・ 障がい者が、障がいの特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、点字図書などコミュニケーションを保障する支援をします。
- ・ 県民が年少期から障がいや障がい者について学ぶ機会をつくっていきます。
- ・ 障がい者の希望に合う就労ができるようにしていきます。また、障がい者が中心に働く事業所において、賃金等が高くなるようにしていきます。
- ・ 障がい者の芸術文化やスポーツを推進するため、その機会の確保や環境の整備などを行います。

鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアルの策定について

平成29年4月21日
障がい福祉課

県では、鳥取県の措置入院者が、措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を整えるため、平成29年3月27日に「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定した。これに伴い、平成29年4月から「退院後支援計画」(以下「支援計画」という。)の作成等、当該マニュアルに基づく支援を行っていく。

注) 当該マニュアルに基づく支援の対象は、平成29年4月以降に措置入院となった方を対象。

1 マニュアルの目的

鳥取県の措置入院者が、措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。

2 マニュアルの内容等

(1) 実施主体

東部福祉保健事務所、中・西部総合事務所(福祉保健局)

(2) 支援対象者

① 県内の措置入院者

② 県外から転入した措置入院者(県外自治体から連絡を受けた者に限る)

(3) 支援内容

- ・ 措置入院中に、医療機関、市町村、障がい福祉サービス事業所等の関係者を集めた「調整会議」を開催し、支援計画を作成する。
- ・ 措置入院者の退院後は、支援計画に基づき、関係機関と連携しながら支援を行う。
- ・ 3ヶ月ごとに支援計画に基づく支援状況の確認を実施し、必要に応じて支援計画の見直しを実施する。
- ・ 支援中の者が管轄外に転出する場合も、必要な支援が継続されるよう本人同意の下、支援計画を転出先自治体へ通知する。

3 マニュアル作成の背景

平成28年7月26日に、神奈川県相模原市の障害者支援施設に施設の元職員が侵入し、多数の入所者等を殺傷した事件が発生。元職員が精神科病院に措置入院した経験があり、措置入院解除後約5カ月後の犯行であったことから、措置入院解除後のフォロー体制を問題視する声があがった。

国では、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を立ち上げ、措置入院解除後の支援等について検討後、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(平成30年度から施行予定)など、制度的な見直しが行われる予定である。

そのような中、本県においては、これまで措置入院解除後、精神障がいのある方が地域に戻られる際、関係者によるケア会議や家庭訪問の支援を行っていたものの、考え方や手順をまとめたものは無かったため、国の制度的な見直し内容を盛り込みながら、平成28年10月25日に「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係る検討会」を立ち上げ、国に先行してマニュアルを作成することとしたもの。

〈鳥取県措置入院解除後の支援体制に係る検討会の概要〉

① 委員構成 15名

(精神保健福祉センター、措置入院指定病院、相談支援事業所、看護協会(訪問看護)、社会福祉法人、精神障害者家族会、公募による当事者家族代表)

② 検討会開催状況

- ・ 第1回 平成28年12月15日(木) : 論点整理、マニュアルに入れる項目の整理
- ・ 第2回 平成29年2月3日(金) : マニュアル素案提示、検討
- ・ 第3回 平成29年3月2日(木) : マニュアル素案(第2回の意見反映)提示、検討、まとめ

鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル

平成29年4月

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

はじめに

平成 28 年 7 月 26 日、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に施設
の元職員が侵入し多数の入所者等を殺傷した事件（以下「事件」という。）が発生した。元
職員が精神科病院に措置入院した経験があり、措置入院解除後約 5 カ月後の犯行であった
ことから、措置入院解除後のフォロー体制について問題視する声が上がった。

国では、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を
立ち上げ、「措置入院解除後の支援」等について検討後、制度的な見直しを行っている。

鳥取県では、これまで、措置入院解除後、精神障がいのある方が地域に戻られる際、関
係者によるケア会議や家庭訪問の支援を行っていたところであるが、考え方や手順をまと
めたものは無かったため、国の制度的な見直し内容を盛り込みながら、「鳥取県措置入院解
除後の支援体制に係るマニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成することにした。

このマニュアルは、事件を受けて作成するものであるが、事件の再発予防を一義的な目
的とするものではなく、精神障がい者の人権を守ると共に、精神障がい者への正しい理解
が進み、精神障がい者が地域で安心して生活を送ることができる支援体制づくりを目指す
ものである。

そのため、精神障がい者に対する誤った認識や差別、偏見に繋がらないよう精神障がい
についての正しい知識の普及啓発について、このマニュアルの中に盛り込み具体的な取組
も進めていく。

第1 マニュアルの目的

このマニュアルは、鳥取県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を
送ることができる支援体制を構築するために定めるものである。

第2 支援する対象者

このマニュアルで支援する対象者は以下のとおりとする。

- 1 本県において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日
法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する権限を有する事務所（以下「事務所」と
いう。）が入院措置をした措置入院者（緊急措置入院者も含む）
- 2 他の事務所または保健所設置自治体から継続支援について連絡のあった措置入
院していた者

第3 関係機関の役割

- 1 事務所、各医療機関（措置入院先及び入院、通院先含）、市町村、訪問看護ステーション、相談支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等は、それぞれ措置入院者の思いを丁寧に聞き、不安の除去や必要な助言等を行い、信頼関係の構築に努めると共に、調整会議の開催、退院後支援計画の作成、措置入院者の退院後の支援について、相互に協力し、連携を図ること。
- 2 事務所は、措置入院者の地域支援の中心となり、措置入院者との関係を構築し、医療機関と連携しながら措置入院者退院後支援に係る調整会議（以下「調整会議」という。）の開催、退院後支援計画の作成、退院後支援計画に基づく支援の実施及び関係機関との調整等を行いながら措置入院者の支援を行うこと。
- 3 措置入院先の医療機関は、退院後支援ニーズアセスメント（退院後の支援者の有無、通院について、病識の有無について等）を実施し、調整会議の開催及び退院後支援計画の作成について、事務所と十分に連携し、措置入院者へ措置入院中から関わりを持ち、措置入院中及び退院後の支援、通院先医療機関との連携を行うこと。
- 4 市町村は、調整会議への参加や退院後支援計画に基づく支援を行い、事務所と連携しながら措置入院者の退院後の支援を行うこと。支援期間が終了後も、適宜相談等必要な対応を行うこと。
- 5 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課は、措置入院の事例検討等を実施するため、事務所及び鳥取県立精神保健福祉センターとの意見交換の場を設けること。

第4 支援期間

このマニュアルに記載する退院後支援計画に基づき行われる支援については、退院後1年を目安とし、措置入院者退院後支援に係る調整会議の意見を踏まえ、個々の症状に合わせて事務所が決めることとする。

第5 措置入院者への支援について

- 1 措置入院中から措置解除後までの流れ
 - (1) 事務所は、医療機関と連携し、措置入院時、措置入院者と面談を行い、措置入院者との関係を構築する。

(2) 事務所は、措置入院者が退院後切れ目なく必要な医療等の支援が受けられるようにするため、医療機関と連携し、全ての措置入院者について、適正な時期に退院後支援計画を作成する。退院後支援計画は、措置入院を行った事務所が主体となり作成する。

退院後支援計画の作成手順は以下のとおりとする。

①事務所は、原則として、措置入院中に調整会議を開催し、措置入院先の医療機関のアセスメント結果等を参考に、退院後支援計画（案）を作成する。

退院後支援計画に記載する内容は以下のとおりとする。

(ア) 措置入院解除後に他の入院形態を経由せずに退院する場合（他の入院形態へ移行後、退院する場合も含む）

- ・退院後の具体的な支援の内容（通院医療、相談指導、障がい福祉サービス、訪問等）
- ・関係機関の役割
- ・通院が中断した際の対応
- ・支援期間 等

(イ) 措置入院解除後に他の入院形態へ移行し入院を継続する場合

- ・措置入院解除後の入院形態
- ・措置入院解除後の治療方針
- ・入院継続先の医療機関が、退院の見通しが立った際に入院措置を行った事務所に連絡する旨 等

なお、措置入院者の帰住先が、措置入院を行った事務所の管轄外の場合、退院後支援計画（案）は、帰住先の事務所または保健所設置自治体¹と共同して作成する。

②調整会議の参加者

調整会議の参加者は、措置入院者の退院後の支援に携わる者を必要に応じて招集することとし、次の者が考えられる。

¹ 他都道府県が関わるため、国の法整備の状況を踏まえて実施する。

また、調整会議には、可能な限り、措置入院者や家族の参加を促し、支援内容について丁寧な説明を行い、措置入院者や家族の理解を得ることとする。

- ・ 事務所
- ・ 措置入院先の医療機関
- ・ 退院後の通院先医療機関
- ・ 措置解除後の入院継続先医療機関
- ・ 市町村
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 相談支援事業者その他の障害福祉サービス事業者 等

③症状消退届の受理

措置入院先の医療機関は、アセスメント結果と退院後支援計画（案）に関する意見を症状消退届に添えて、事務所に確実に伝達する。

また、事務所は、措置入院者の症状消退届受理した際、当該症状消退届に退院後支援計画（案）と異なる点や空欄があった場合は、措置入院先の医療機関へ確認を行う。

④退院後支援計画の決定

措置入院解除前に、措置入院先の医療機関から提出された症状消退届、アセスメント結果及び退院後支援計画（案）に対する意見を踏まえ、事務所が退院後支援計画を決定する。

また、緊急措置入院または、措置入院期間が1週間程度と短期間で解除となる場合は、措置入院解除後速やかに調整会議を開催し、退院後支援計画を作成する。

⑤事務所は、措置入院解除時に、措置入院者と面談を行い、措置入院者との関係を継続する。

2 措置入院解除後から支援終了までの流れ

(1) 退院後支援計画の共有（退院後支援計画を見直した場合も同様とする）

①事務所は、措置入院者本人に退院後支援計画の内容について説明を行い、交付する。

②事務所は、関係機関に退院後支援計画を通知する。

(2) 措置入院していた者の退院時の帰住先が事務所の管轄外の場合は、措置入院

していた者の帰住先の事務所または保健所設置自治体に退院後支援計画を引き継ぐ。²

(3) 退院後は、措置入院していた者の帰住先の事務所または保健所設置自治体が主体となり、医療機関や市町村、障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、退院後支援計画に基づき支援を実施する。

(4) 退院後、事務所は、原則として3ヵ月毎に支援状況の確認を行い、必要に応じて調整会議を開催し、退院後支援計画の見直しを行う。なお、調整会議の参加者については、第5-1-(2)-②を準用すること。

(5) 措置入院していた者が、今後、退院後支援計画に基づく支援を行わなくても地域生活の継続が十分に期待できる場合などから、退院後支援計画に基づく支援を終了する際は、原則として調整会議を開催し、関係機関の意見を参考に事務所が決定する。なお、支援が終了した際は、退院後支援計画を通知した関係機関へその旨通知する。

また、支援終了後は、継続して支援を行う関係機関や市町村が適宜相談等必要な対応を行う。

3 措置入院解除後に他の入院形態へ移行し入院を継続する場合

(1) 事務所は、入院中、適時面談を行って関係を継続すると共に、入院継続先の医療機関から、措置入院していた者の退院の見通しが立った旨連絡を受けた際は、速やかに調整会議を開催し、退院後支援計画の見直しを行い、必要な情報を盛り込んだ新たな退院後支援計画を作成する。

(2) 措置入院していた者の帰住先が事務所の管轄外の場合は、措置入院していた者の帰住先の事務所または保健所設置自治体に退院後支援計画を引き継ぐと共に、退院後支援計画の見直しを依頼する。³

また、退院後支援計画を引き継いだ事務所または保健所設置自治体は、調整会議を開催し、退院後支援計画の見直しを行い、必要な情報を盛り込んだ新たな退院後支援計画を作成する。⁴

² 措置入院中の調整会議に帰住先の保健所設置自治体が入らなかった場合は、本人の同意が必要。

³ 措置入院中の調整会議に帰住先の保健所設置自治体が入らなかった場合は、本人の同意が必要。

⁴ 他各都道府県が関わるため、国の法整備の状況を踏まえて実施する。

第6 退院後に支援している措置入院していた者が転出する際の対応について

1 転出先が県外の場合⁵

支援中の措置入院していた者が県外に転出する場合は、切れ目なく支援を受けられるようにするため、措置入院していた者に対し、説明を行い、同意の下⁶、転出先の保健所設置自治体に退院後支援計画の内容等を通知する。

また、事務所は、転出先の保健所設置自治体からの求めに応じ、措置入院していた者の同意の下⁷、退院後の支援に必要な情報を提供する。

2 転出先が県内の場合

措置入院していた者が事務所の管轄外に転出する場合は、措置入院していた者に説明を行い、同意の下⁸、転出先を管轄する事務所に退院後支援計画の内容等を通知する。

また、事務所は、転出先の事務所からの求めに応じ、措置入院していた者の同意の下⁹、退院後の支援に必要な情報を提供する。

第7 退院後支援計画に基づく支援を措置入院者が拒否した場合の取扱いについて

退院後の支援が必要であるにも関わらず、退院後支援計画に基づく支援を措置入院者が拒否した場合は、事務所は措置入院者の理解を得るよう努め、支援期間中、定期的な連絡や、通院先医療機関へ通院の状況を確認する等、措置入院者の病状を配慮しながら、関わりを持ち続けること。

第8 他の事務所または保健所設置自治体から継続支援について連絡のあった措置入院していた者への対応について

事務所は、他の事務所または保健所設置自治体から継続支援について連絡のあった措置入院していた者の退院後支援計画を引き継いだ際は、調整会議を開催し、退院後支援計画の見直しを行い、必要な情報を盛り込んだ新たな退院後支援計画を作成し、退院後支援計画に基づいた支援を行う。なお、調整会議の参加者等については、第5-1-(2)-②及び第5の2を準用する。

第9 精神障がいについて正しい知識の普及啓発

精神障がいは、誰もがなり得る病気であるが、社会の中には、残念ながら精神障がい者に対する偏見や誤った認識がある。精神障がい者が、人権を侵害されることなく、

⁵他各都道府県が関わるため、国の法整備の状況を踏まえて実施する。

⁶国の法整備の状況を踏まえて実施する。

⁷国の法整備の状況を踏まえて実施する。

⁸国の法整備の状況を踏まえて実施する。

⁹国の法整備の状況を踏まえて実施する。

地域社会において安心して暮らすことができるようするために、精神障がいについての正しい知識についてより一層の普及啓発を行っていくことが重要である。

本県では、障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重して、支え合う共生社会を実現させるため、「障がいを知り共に生きる」をスローガンとして平成21年11月から「あいサポート運動」に取り組んでおり、精神障がいをはじめとした様々な障がいの特性と配慮の方法等について、普及啓発を図っている。

また、鳥取県精神障害者家族連合会と連携して各種の研修会、交流会を開催して、精神障がいに対する正しい知識の普及を図っている。

今後も、市町村、関係団体等と連携しながら、精神障がい者に対する偏見等をなくしていくために必要な施策に取り組んでいく。

第10 マニュアルの改正について

マニュアルを改正する際は、必要に応じて関係機関の意見を聴き改正する。

第11 個人情報の取扱いについて

調整会議等で知り得た個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、十分な配慮をすると共に、個人情報を他に漏らしたり、目的外収集、利用等を行ってはならない。

附則

- 1 このマニュアルは、平成29年4月1日から施行する。
- 2 このマニュアルに基づく支援は、平成29年4月1日以降に措置入院となった者を対象とする。

高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会の開催結果について

平成29年4月21日
長寿社会課

高齢者の住みやすさという観点で各分野の関係者の方々から様々な意見を伺い、行政の発想に捉われない新たな視点で施策・取組等を考えることを目的とした「高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会」を下記のとおり計4回開催し、下記のとおり意見を取りまとめましたので報告します。

記

1 開催日 平成28年10月14日（金）～平成29年3月27日（月）まで計4回開催

2 構成メンバー 別添のとおり

3 意見交換内容 (1) 高齢者の生きがい・健康づくりの促進について
(2) 高齢者の日常生活の課題解消について

4 主な意見

【地域づくり等の支援】

- ・地域づくりの分野と福祉の分野での活動を横断的に取り組むための支援者や組織の設置、各団体・活動者の連携を進めるネットワークの構築・横断的なつながりの仕組みづくり等、戦略的なアプローチを図ること。
- ・地域活動において、若者と高齢者の交流・連携した取組を進めること。特に、若者が活動に係る仕組みづくり（ITの活用等を含む）をし、高齢者がこれを実施するような取組を進めること。
- ・集落や自治会で対応できない場合などを考慮し、高齢者が気軽に立ち寄れる場所として、常設型の広域型サロンの取組を進めること。

【生きがい増進に関する取組】

- ・文化・スポーツ活動、趣味・嗜好を取り入れた公民館活動を進め、高齢者の活動をサポートすること。
- ・高齢になる前からの健康づくり・生きがいづくりを行っていくことが必要。50代など早い段階からの健康づくりの取組を進めること。

【孤立防止のための取組】

- ・介護サービスを受けても地域とのつながりが途切れないよう、ケアマネジャーへの支援や、長期にわたり個人を見守る高齢者サポートの仕組みづくりなどを進めること。
- ・自治会などの関わりのないマンションにおける孤立防止対策を進めること。

【生活支援に関する取組】

- ・地域の中で支え手を必要としている高齢者が必要な支援を受けることができるよう、ボランティアや生活支援の担い手とのマッチングを充実すること。
- ・保証人がいない方への対応など、支援を必要とする高齢者をサポートできるよう、市民後見人の育成を進めること。
- ・高齢者が安心して生活できるよう、防犯・防災・避難対策を強化すること。特に、特殊詐欺被害は大きな社会問題となっていることから、積極的な対策の実施に取り組むこと。また、防災については、鳥取中部地震や住宅密集地での火災の可能性を踏まえ、地域の実情に応じた防災体制の整備を図ること。

【交通手段の確保に関する取組】

- ・山間部において公共交通機関の減少により交通手段が不足しているため、移動手段の確保を図ること。
- ・交通の安全性を確保するとの観点から、高齢者の免許返納を可能な限り進めること。また、これに代わる代替移動手段の確保を図ること。

5 今後の予定

- ・本研究会で頂いた意見を踏まえ、現状・課題を整理し、今年度設置する「健康いきいき地域づくり推進チーム」に施策提言するなど、対応策を検討していく。
- ・今年度行う「第7期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画」の策定にあたり、本研究会で頂いた御意見を踏まえた検討を行う。

「高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会」の構成メンバー

<委員（第6期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画策定委員）>

分野	所属・職名	氏名
医療	鳥取県看護協会訪問看護ステーション・所長	鈴木 妙
	社会医療法人明和会医療福祉センター理事長・渡辺病院長 鳥取県認知症疾患医療センター長、鳥取県医師会副会長	渡辺 憲
	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会・世話人 社会福祉法人地域でくらす会・副理事長	竹本 匡吾
介護	鳥取市福祉保健部・次長兼高齢社会課・課長	中島 陽一
	鳥取短期大学幼児教育保育学科・准教授	井手添 陽子
福祉	鳥取大学地域学部・准教授	竹川 俊夫
	鳥取県認知症の人と家族の会鳥取県支部・代表世話人	吉野 立

<オブザーバー>

分野	団体名・職名	氏名
若者	鳥取市地域おこし協力隊・隊員	前田 泰
移住者	鳥取ふるさと友愛（UI）会	中屋 史男
地域関係者	鳥取県自治会連合会・会長	渡邊 勘治郎
地域福祉関係者	鳥取県社会福祉協議会	—
高齢者当事者・地域福祉関係者	鳥取県民生児童委員協議会・会長	田中 俊幸
高齢者当事者	鳥取県老人クラブ連合会・会長	沖田 博敬
文化・スポーツ関係者	鳥取県文化団体連合会・顧問	須崎 俊雄
文化・スポーツ関係者	鳥取県スポーツ推進委員協議会・副会長	上田 秀美
企業関係者	鳥取県商工会議所連合会・事務局長	山内 啓介
住宅関係者	鳥取県居住支援協議会・あんしん賃貸相談員	野沢 祥一
社会貢献支援団体関係者	日本財団鳥取事務所・専門員	村上 智則
マスコミ関係者	新日本海新聞社・論説委員長	森原 昌人

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の活動状況について

平成29年4月21日

子育て応援課

平成27年12月に開所、平成28年3月末から本格稼働（マッチング開始）を行っている、えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の活動状況等を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 平成28年度取組実績

(1) 1対1マッチング事業（H29.3末時点）

- ア 成婚報告数 24組
- イ カップル成立数 195組（延べ組数）
- ウ 登録会員数 523人（男性：325人、女性：198人）

※H28.12末時点の会員数は967名（男性609名、女性358名）。H27年度中に登録した無料会員の1年間の登録期間経過によりセンター来所による更新手続きが終了していない方がいる。

(2) 婚活スキルアップ研修開催事業

マッチング事業の事業効果を高めるとともに、県内未婚者の婚活力の底上げを目的として、主にえんトリー登録者を対象としたスキルアップセミナーを開催した。

ア 実施期間 5月15日～11月27日の間に11回開催（東部5回、中部2回、西部4回）

イ 参加者数 延べ125名

ウ 研修内容 「会ってみたいくなる自己PRの書き方」「会話が弾む話題選び」「プロカメラマンが教える自撮りテクニック」「好感度を高める第一印象」等

(3) 事業所間婚活コーディネーター設置事業

職場内職員の性別の偏り等による出会いの機会の減少に対応するため、異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターを配置し、2～5人程度の同性グループ同士の交流会を設定することにより、既存の人間関係を越えた新たな出会いの機会を創出した。

ア エントリーグループ数 134グループ（367人）
イ 交流会実施回数

（ア）小規模交流会（1グループ対1グループ）：開催回数34回、参加者数：163人

（イ）大規模交流会（多グループ対多グループ）：開催回数3回、参加者数：74人

(4) 結婚機運醸成フォーラム（とっとり婚活必勝フェスタ）開催事業

結婚を希望する者が、より早期に成婚へと結びつくことができるよう、地域全体で結婚に向けて支援するという機運の醸成を図ることを目的に「とっとり婚活必勝フェスタ」を開催した。

ア 日時 7月18日（月・祝）12時～16時30分

イ 場所 とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町）

ウ 内容
・シンガーソングライターによるミニライブ、フリーアナウンサーによるトークイベント
・自分磨き体験ブースの設置（ヘアメイク、ファッションコーディネート、ウェディングドレス試着等全12種類）
・婚活中の者、企業労務担当者等向けのセミナー及び未婚者家族向けの相談会等

エ 参加者 1,114人

(5) 出会いサポーター、とっとり婚活サポーター、市町村担当者との交流研修会

県内で結婚支援に携わる者（えんトリーのボランティア「出会いサポーター」、県内で婚活イベントを実施する「とっとり婚活サポーター」、市町村担当者）との意見交換及び各者のスキルアップを図るための交流研修会を開催した。

ア 日時 3月15日（水）14時～15時30分

イ 場所 県民ふれあい会館（鳥取市扇町）

ウ 内容
・えひめ結婚支援センター職員による先進地事例紹介
・えひめ結婚支援センターボランティア推進員を交えた意見交換

エ 参加者 26名

2 平成29年度に強化等する取組

(1) 地域全体で結婚等を応援する機運の醸成（山陰両県連携婚活応援プロジェクト）

生活圏の重複する県西部において鳥根県と合同で、結婚から子育てまでを地域で応援するメディアミックスキャンペーン（SNS・マスメディア等を活用）等を実施予定。

(2) 地域の婚活支援団体との連携

地域全体で連携して結婚支援を実施するため、結婚支援に関係する各主体（県・市町村・企業（事業所内婚活サポーター）・婚活イベント実施団体等）が補完し合って常に連携して支援等が実施できるよう、各主体の役割分担を整理し、えんトリーを中心としたネットワーク化を図る。

(3) えんトリー会員獲得策の強化

新規会員獲得及び会員の利便性向上を図るため、市町村とより密に連携し、えんトリー出前登録相談会の実施回数や実施場所を増やす。併せて、会員から要望の多い、多人数対多人数の婚活イベントも実施するなど、1対1のお引合わせのみならず、会員の希望に沿った出会いの場を提供する。

(4) 出会いサポーターの確保

会員同士のお引合せや会員からの相談受付（アフターフォロー）を実施してくださるボランティア「出会いサポーター」の増加を狙い、県・市町村広報誌等での活動PR、鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」を活用した募集を実施する。

医療的ケアが必要な児童等の地域生活支援に関するニーズ調査結果について

平成29年4月21日

子育て応援課

県では、平成28年10月に医療的なケアが必要な児童や障がい・慢性的な疾病を抱えている児童（以下「医療的ケア児等」という。）について、地域生活を送るうえで必要な支援ニーズについてアンケート調査を実施いたしました。

このたび、アンケートの調査報告書を取りまとめましたので、概要について報告いたします。

1 調査の概要

(1) 目的

医療的ケア児等及びその家族が、安心して地域で生活を送るための支援体制構築を検討していくため、医療的ケア児の状況、負担や困り感などについて把握する。

(2) 調査時期

平成28年10月27日（木）から平成28年11月16日（水）までの間

(3) 調査対象

- ① 本県の小児慢性特定疾病医療費医療受給者または特定医療費（指定難病）医療受給者の児童等（0歳から20歳未満の者）とその家族
- ② 市町村から障がい福祉サービス等の認定を受けている児童等（0歳から20歳未満の者）とその家族

(4) 調査対象者数及び回収率

○調査対象者：638人

○回収率：32.4%（207人／638人）

2 アンケートの主な意見

○医療的ケアの必要な児童等の状況について

- ・回答207件のうち、4割弱の児童・家族が「医療的ケアが必要」と回答
- ・必要な医療ケアとしては、「たん吸引」や「経管栄養（胃ろうを含む）」が約4割にのぼり、次いで「酸素吸入」（3割弱）が続いている。

○サービスや支援等について

- ・病院のショートステイの条件が厳しく使いづらいため、一時的預かりのシステムを改善してほしい。
 - ・自宅近くにショートステイの施設が1カ所しかなく、土日は希望が多いため、施設を増やしてほしい。
- など、サービス提供施設の充実に対する意見が多く寄せられた。

○災害発生時等の対応について

- ・災害発生時に子どもと一緒に避難にあたって協力者や支援者が必要である。（56%）
 - ・医療的ケアが必要と回答された者の7割が、避難時に協力してもらいたいが、その際に協力してもらえない適切な者がいない。
- など、避難時の医療的ケアの支援体制に不安があるとの意見が多かった。

3 今後の予定

日本財団プロジェクトと連携をとりながら、支援体制の構築について、関係機関等と協議して体制を整えていきたい。

【参考】平成29年度医療的ケア児等に関する関連事業

事業名	H29年度予算額	事業概要
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	4,988千円	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性な疾病を抱えている児童等とその家族からの相談に応じ助言及び情報提供を行う。 ・各種支援事業による自立促進を図る。
(新) 保育サービス多様化促進事業（医療的ケア児に対する支援）	5,250千円	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において医療的ケア児の受け入れが出来る体制整備をモデル的に行う市町村を支援
日本財団プロジェクト 難病児の地域生活支援	(約35,000千円) ※日本財団	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で1箇所目となる地域連携ハブ拠点整備の構想及び着手の実施 ・小児在宅支援センターを軸とした専門人材の育成 ・ICTを活用した学習保障事業の実施検証 ・シンポジウムの開催

医療的ケアが必要な児童等の地域生活支援に関するニーズ調査（20歳未満）

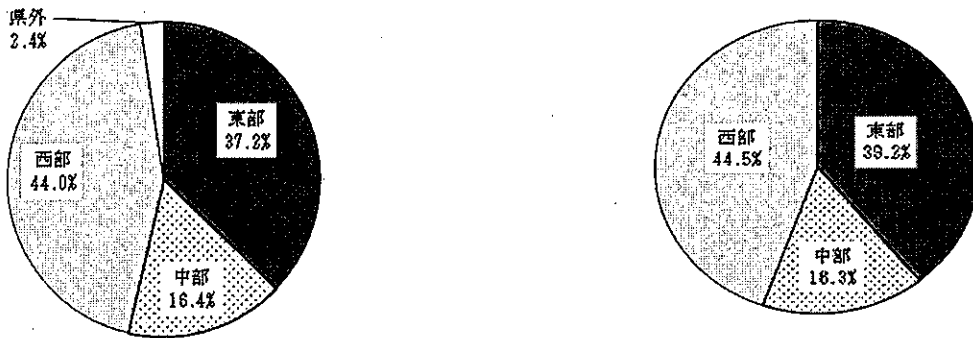
結果報告書の概要

1. 対象者の居住地（鳥取県内の圏域）～西部が4割以上～

居住地は、「東部」が37.2%、「中部」が16.4%、「西部」が44.0%

図5 回答者の居住地 n=207

[参考] 配布件数 n=638



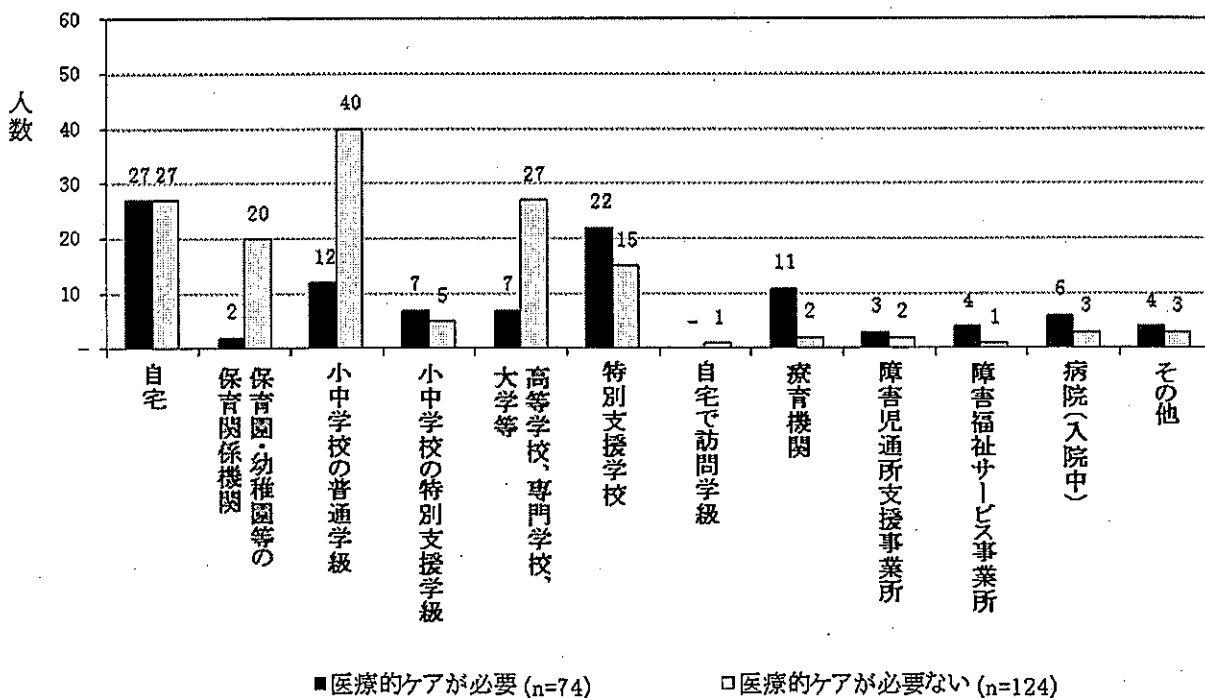
2. 医療的ケアを必要としているが4割弱（74件/207件 35.7%）

・必要とする医療的ケアの内容

1	たん吸引（鼻汁吸引を含む）	41.9%	6	人工呼吸器	20.3%
2	経管栄養（胃ろう含む）	39.2%	7	体位変換	20.3%
3	酸素吸入（在宅酸素など）	28.4%	8	気管切開	17.6%
4	ネブライザーによる吸引	27.0%	9	経口摂取全介助	5.4%
5	自己注射	25.7%	10	定期導尿、その他	19.0%

3. 医療的ケアを必要としているお子さんの日中の主な生活の場（複数回答）（実人数74名）

図26 医療的ケアの要否別×日中の主な生活の場



4. アンケートでの主な意見

○相談窓口での対応等について

- ・どこに相談していいかわからない。相談したが必要な情報が得られない。
- ・相談内容により相談先が違い煩雑
- ・継続的に関わってもらえない。
- ・こちらから働きかけないと情報がもらえない。
- ・些細な事を相談したり話したりするところがない。

○サービスや支援等に関する意見

- ・病院のショートステイは条件が厳しくなり非常に使いにくいいため、一時的預かりのシステムを改善して欲しい。
- ・自宅の近くでショートステイの施設が1ヶ所しかない。土日の利用は希望が多く、もし断られたら他をお願いする所がなくなってしまう。
- ・訪問看護も1、2時間と1回利用時間が短い。もう少し見てもらえるようになったらいいなあと思う。
- ・入浴やリハビリなどが受けられたり、1箇所でも多様なサービスが利用できる事業所が多くあってほしい。
- ・付き添いや看護で他の兄弟の世話や、行事への参加が難しい。代わりにしてくれる専門家がいて欲しい。

5. 災害発生時等の対応について

災害時にお子さんと一緒に避難等の際、お子さんの移動、看護、保育等について協力が「必要」が半数強(56.0%)ある。また、周辺に協力者や支援者(団体)は、「協力をしてもらいたいけど適切な者(団体など)がない」が6割弱(57.8%)と答え、「いる」が42.2%であった。

図82 協力者や支援者(団体)の要否
n=207

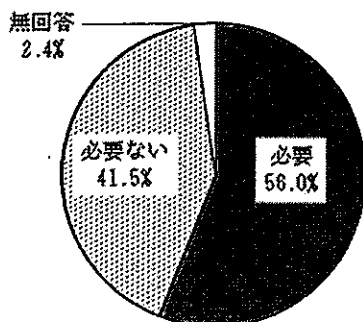
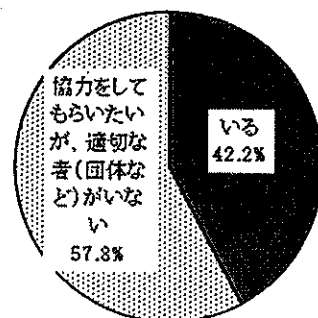
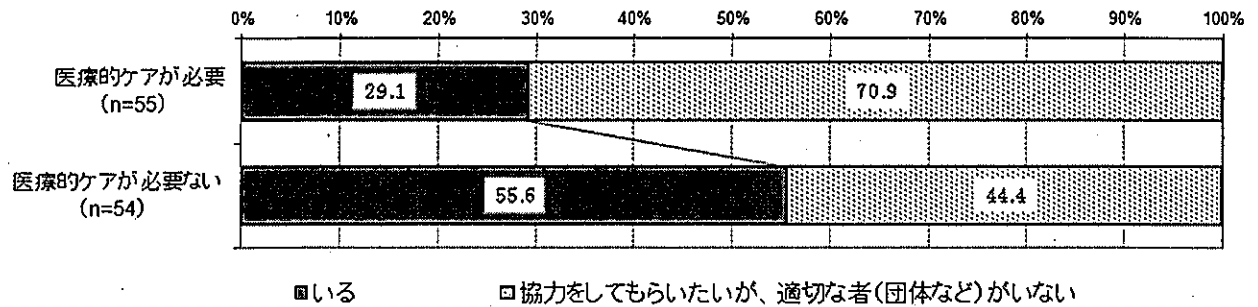


図83 協力者や支援者(団体)の有無
n=116



医療的ケアが必要な人では、支援者が「いる」は約3割(29.1%)あるが、「協力をしてもらいたいけど適切な者がいない」が7割(70.9%)であった。

図84 医療的ケアの要否別×災害発生時や避難生活時の協力者や支援者(団体)の有無



<災害発生時や避難生活を行う場合に、行政や地域へ求める支援>

～行政や地域からの支援を必要としているが約8割、
医療機関の受け入れ体制があること、適切な医療(的ケア)が受けられること～

災害発生時や避難生活を行う場合に、行政や地域からの支援は「必要」と約8割(81.2%)が答えている。必要な支援は、「医療機関の受け入れ体制があること」が64.9%、「適切な医療(的ケア)が受けられること」が61.3%、「障がいや疾患別に必要な物品を手配してくれること」が59.5%、「医療面についての相談窓口があること」が44.6%。

図85 行政や地域からの支援の要否 n=207

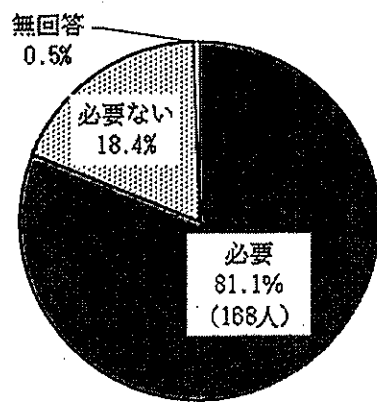
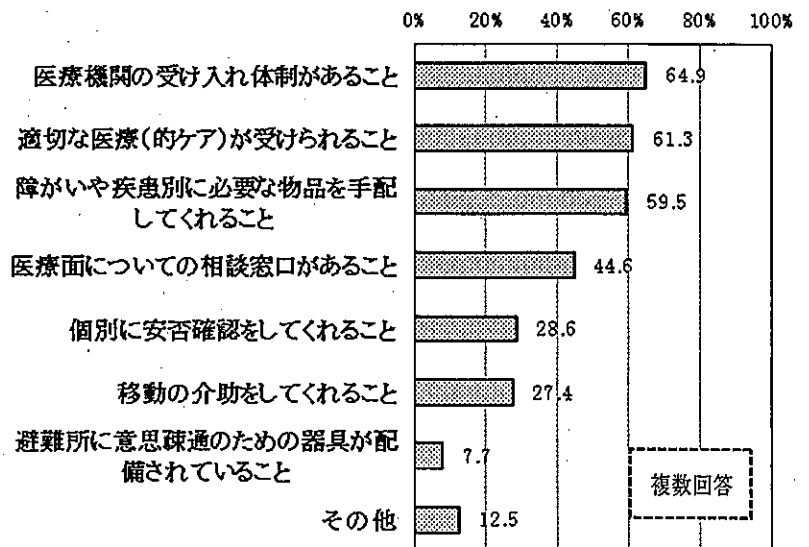


図86 必要な支援 n=168



子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について

平成29年4月21日

子育て応援課

平成27年度より県で認定している子育て支援員の配置状況及び平成28年6月から特例で可能としている保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について、各市町村を通じて調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

1 子育て支援員研修の概要

(1) 目的

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を平成27年度より創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

(2) 研修修了者数

(単位：人)

区分		従事する主な施設	H27	H28	合計
受講者数			115	140	255
主な専門 研修内訳 (※)	地域型保育コース	保育所・認定こども園	38	90	128
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	31	24	55
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	24	70	94

※専門研修は複数受講可能。

2 調査の概要

調査対象：県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等

調査時点：平成29年3月

調査内容：子育て支援員の配置人数、保育所・認定こども園における配置基準に係る弾力化の実施状況

3 調査結果

(1) 子育て支援員の配置状況

143人の子育て支援員が、県内の保育所等において保育や子育て支援分野の各事業に従事している。うち14人は弾力化により配置基準上、保育士・保育教諭とみなしている。

施設区分	配置人数
保育所・認定こども園	44
地域型保育事業所	3
放課後児童クラブ	60
ファミリー・サポートセンター	12
一時預かり事業	7
地域子育て支援拠点事業	4
利用者支援事業	12
社会的養護施設	1
合計	143

(2) 保育士等の配置基準の弾力化の実施状況について

県内の保育所・認定こども園（全 195 施設）のうち、19 施設で保育士等の配置基準の弾力化を実施している。

子育て支援員 14 名を含め、小学校教諭免許状保有者など 30 人が保育士・保育教諭とみなされて保育に従事している。

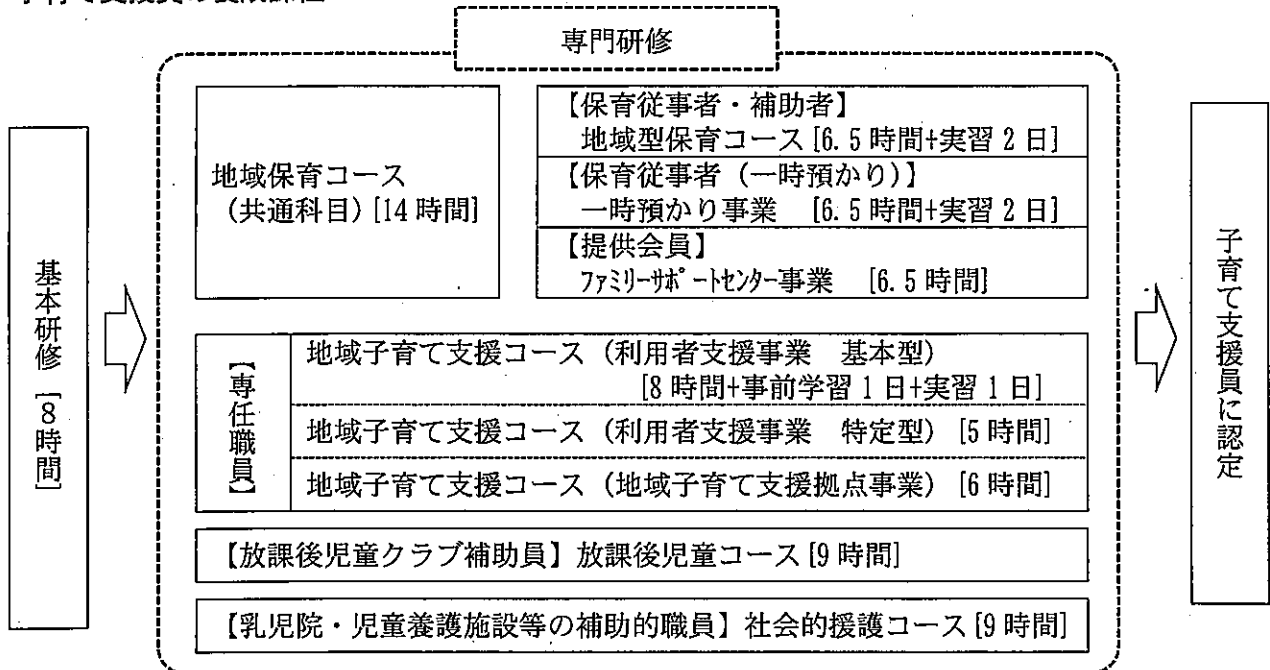
実施施設数	19 箇所
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	30 人
子育て支援員	14 人
常勤で1年以上の従事経験者	12 人
幼稚園教諭免許状保有者	—
小学校教諭免許状保有者	3 人
養護教諭免許状保有者	1 人

<実施施設の状況>

- ・早朝や夕方の時間帯に子育て支援員を配置することで、ローテーションが組みやすく、保育士の負担軽減につながっている。
- ・年度中途の入所児童増加に対する保育士確保が困難な中、弾力化を実施することで児童受入れが可能となっている。

<参考>

(1) 子育て支援員の養成課程



(2) 今年度の研修スケジュール

<前期コース>

- 5月 基本研修
- 6月 専門研修：地域保育コース（共通科目）、地域型保育コース
- 7月 専門研修：地域子育て支援コース

<後期コース>

- 10月 基本研修
- 11月 専門研修：地域保育コース（共通科目）、放課後児童コース
- 12月 専門研修：地域型保育コース、一時預かり事業（実習別途）、ファミリーサポートセンター事業、社会的援護コース

児童虐待死亡事案検証報告及び今後の対応について

平成29年4月21日
青少年・家庭課

平成28年6月6日、C町の雑木林に不法投棄されたゴミ袋の中から生後間もない乳児(以下、「A児」という。)の遺体が発見され、同年7月13日、出産したばかりのA児を遺棄したとして母が逮捕された事案について、この度、外部の委員により構成された児童虐待死亡事案検証委員会(鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会)から検証の報告がありましたので御報告します。

※この母は、平成27年1月頃、自宅で出産したばかりの乳児(以下、「B児」という。)を自宅倉庫内に遺棄したとして、平成28年9月21日に再逮捕されたため、検証は、この再逮捕事案も含めて行った。

※A児、B児ともにSNSで知り合った男性との間で妊娠に至ったもの。

1 検証により明らかになった課題

(1) 『望まない妊娠(計画していない妊娠)』(以下、「望まない妊娠等」という。)や出産しても養育することができない場合の相談窓口等が知られていない。

母は、A児妊娠時に職場の同僚に相談しているが、親族や近隣の相談機関には相談していない。自治体等には望まない妊娠等や、出産しても養育することができない場合の相談・支援の窓口は既にあるものの、十分に認知されていない状況がある。

また、母は、B児妊娠時に、相談先をインターネットで検索する等しているが、実際の相談には至っていない。

(2) リスク要因の発見に関する点

長女、次女、三女の妊娠時は、母子健康手帳の交付を受け、妊婦健診も適切に受けて出産していたため、C町は問題のある家庭という認識はなかった。また、普段の学校、保育所での様子も特に気になる点はなかった。普段の生活からも、父母が協力して育児をし、行政機関への拒否なども見られなかったため、今回のような望まない妊娠等をしていることを疑うことが困難であったが、一見問題のない家庭であっても、予断をもちずリスクアセスメントを行う必要があることが課題として浮き彫りにされた。

また、要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。)などを活用し、医療機関などから随時必要な情報を得られるような体制づくりも課題である。

※要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の共有や支援内容を協議する場であり、各市町村に設置されている。

2 再発防止に向けた提言

(1) 相談窓口・支援内容の周知

望まない妊娠等に関する相談窓口、支援内容が広く認知されるよう啓発の方法を工夫する必要がある。その際は妊娠した本人だけでなく、夫、家族など、より多くの人に伝わることが重要である。

(2) 妊娠・出産に関する相談

本件のような事案は、産婦人科を訪れる可能性が高いと思われるため、その際の窓口対応や市町村との情報共有のあり方や望まない妊娠等に対して、匿名で相談できる場(面談、電話、メール等)の拡充などについて検討する必要がある。

(3) 母子保健等における虐待リスク意識の向上

妊娠・出産期の母子と関わる機会の多い市町村の母子保健担当職員が、複数の情報を総合的に検討し、リスクの兆候を見逃さない判断力を養うとともに、要対協で組織的に判断する体制づくりを確保するため、継続した研修実施とリスクアセスメントシートの活用を進める必要がある。

(参考) 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会委員名簿

氏名	所属	備考
田中 俊幸	鳥取県民生児童委員協議会会長	
田中 佳代子	鳥取県児童福祉入所施設協議会会長	部会長
和田 尚子	鳥取県子ども家庭育み協会副会長	
福田 眞弓	鳥取県母子生活支援施設協議会会長	
菊池 義人	鳥取大学医学部教授(臨床心理)	
杉本 俊正	青少年健全育成協力員	
石谷 暢男	鳥取県医師会	臨時委員
駒井 重忠	鳥取県弁護士会	臨時委員
山田 和子	和歌山県立医科大学大学院保健看護学科 研究科特任教授	臨時委員

(助言者)

氏名	所属	備考
西江 順子	鳥取県助産師会会長	
中西 眞弓	児童虐待防止協会理事	

3 県としての取組 (予定)

(1) 相談窓口・支援内容の周知

相談窓口・支援内容がわかりやすい広報の工夫、薬局等でのチラシ、カードの配布等

(2) 妊娠・出産に関する相談体制の拡充

相談窓口、医療機関等の対応の向上を図るため、対応マニュアル等の作成、産婦人科との連携で先進的な取り組みをしている自治体の取り組み内容を県内市町村に紹介 等

(3) 母子保健等における虐待リスクの意識の向上

市町村の母子保健担当の保健師等を対象とした児童虐待未然防止研修会の開催(先進的な取り組みを行っている大阪府から講師を招き、「周産期からの子ども虐待発生予防」について、講義と演習を実施)

4 提言内容の周知状況

○市町村担当課長会議の開催(4月中に実施予定)

○圏域別関係機関連絡会議の開催(各児童相談所ごとに4月～5月に実施予定)

県立総合療育センターにおける不適切な処遇に係る対応状況等について

平成29年4月21日
総合療育センター

県立総合療育センター通園部（事業所名：はっぴいフレンド）において、利用者に対する虐待が1件、不適切な処遇が2件行われていた事案につきましては、3月29日（水）に情報提供を行ったところですが、その概要及びその後の対応等について報告いたします。

記

1 事案の概要

(1) 心理的虐待と判明した事案

（事案の概要）

・本年2月に実施した節分のイベントの際、鬼に扮装した職員が利用者へ刺股を向けた事案

(2) 不適切な処遇と判明した事案

① 職員が利用者と買物に外出した際、女性用の下着を見せた事案

（事案の概要）

・昨年10月、女性職員が男性利用者及びその母とショッピングセンターに外出した際、店頭に並んでいるブラジャーを手にとって利用者に見せた。

② 利用者が入浴中に職員が利用者のベッドに横たわった事案

（事案の概要）

・本年2月、男性職員が女性利用者の入浴中に、同利用者の普段の状態を体感、確認するため、ベッドに30分程度横たわる。

2 発生原因

(1) 虐待等に対する職員の意識、感度の低さ

日常やイベント等における利用者への処遇については、職員が主観的に判断するのではなく、客観的に見て、または、第三者から見た場合にその処遇内容が虐待または不適切にあたらないかどうかという視点も持って判断する必要があるが、その視点が欠けていた。

(2) 組織としての問題

本来であれば、通園部内できちんと意見を言い合える環境が整っていれば、もっと早い段階で対処することも可能であったが、通園部内の職場環境やセンターとしての指導体制が不十分であったため、早期に解決することができなかった。

3 経緯

- 2月28日 院長に対して利用者への不適切な処遇があると相談があり、センターにおいて関係職員への聞き取りを開始
- 3月10日 聞き取り結果を受けて西部総合事務所福祉保健局に通報
同日 本庁から職員を派遣し、関係職員への聞き取りを開始
- 3月15日 西部福祉保健局及び関係市町村が立入調査を開始
- 3月30日 西部福祉保健局から通報に対する通知文を手交

4 西部総合事務所福祉保健局等の調査の概要

- (1) 調査対象者 センター通園部の職員（8名）
- (2) 調査者 西部福祉保健局のほか該当利用者の居住市町村（米子市、境港市、伯耆町）
- (3) 立入調査日時 3月15日（水）午後2時～5時30分
3月22日（水）午前8時45分～10時
- (4) 調査方法 関係職員全員に対する聞き取り調査を実施
- (5) 調査結果 上記1のとおり

5 これまでの対応状況

(1) 保護者への謝罪と説明

3月29日(水)に保護者会を開催し、謝罪と説明を行った。(保護者6名が出席)

- ・出席された保護者に対し、事案の概要や今後の対応について説明を行い、概ね理解をいただいた。
- ・保護者会の席上、全ての保護者から、今回の件でセンターでの支援が後退することがないようにとの強い要望があった。
- ・当日出席されなかった保護者(2名)については、別日に謝罪と説明を行った。

(2) 再発防止策

① 処遇改善委員会の立ち上げ

- ・センター内に「処遇改善委員会」(職員のほか外部の専門家3名がアドバイザーとして参加)を立ち上げ、4月7日(金)に第1回の処遇改善委員会を開催した。第1回の委員会においては、今回の事案の原因や改善計画の方向性等について議論を行った。
- ・第2回の改善委員会は4月26日(水)を予定しており、26日の議論を経て、5月上旬には改善計画書を作成し、改善に向けた取組を推進していく予定。

② 改善に向けた主な取り組み(第2回の委員会で具体化を図る予定)

- ・職員による不適切事案を早期に察知し、迅速に組織対応できる仕組みづくり
- ・職員研修の充実 など

【参考：はっぴいフレンドの概要】

- ・障害者総合支援法に基づく生活介護事業(18歳以上の障がい者に対し、日中に入浴、食事等の支援及び活動の機会の提供を行う)を実施(療育センターでは医療的ケアが必要な重症心身障がい者を受け入れている)
- ・定員6名(現時点の契約者数8名、1日当たり平均3名程度が利用)
- ・職員8名(医師1名(兼務)、サービス管理責任者(福祉職)、主任看護師、OT、児童指導員(福祉職)、非常勤看護師1名、非常勤介助員2名)

公共的施設及び多数の者が利用する施設等における 禁煙状況等に関する実態調査の結果

平成29年4月21日
健康政策課

平成28年度に県内の公共的施設及び多数の者が利用する施設等における禁煙状況等に関する実態調査を実施した結果は、以下のとおりでした。

※公共的施設：官公庁、保育所・幼稚園、教育施設、医療機関、体育館、公民館、図書館等
※多数の者が利用する施設等：宿泊施設、スポーツ施設、遊技場等（主に未成年や妊産婦が多く利用する施設）

（参考）この調査は、平成25年度に策定した「健康づくり文化創造プラン（第二次）（平成25～29年度）」の受動喫煙対策に係る進捗状況を把握するために実施したものである。

○調査結果の概要

- ・敷地内全面禁煙及び建物内全面禁煙の取組を実施している施設は、92.1%
- ・多数の者が利用する施設等の敷地内全面禁煙及び建物内全面禁煙は29.8%と低く、今後の改善が必要
- ・前回調査との比較（公共的施設における禁煙状況）では、敷地内全面禁煙が3.4%増加

⇒今後の対応

今回の結果を踏まえ、次期「健康づくり創造プラン（第三次）（平成30～34年度）」策定の検討会議等において、今後の受動喫煙防止対策の推進策を検討していく。

（参考）回答率：76.1%（回答施設数1,564施設/対象施設数2,054施設）

参考1：平成28年度実態調査結果

	区分	対象施設	敷地内全面禁煙	建物内全面禁煙	分煙	未措置	その他
			施設数	割合	施設数	割合	施設数
公共的施設	官公庁	県施設、市町村庁舎、国等庁舎	18	72	27	0	1
			15.3%	61.0%	22.9%	0.0%	0.8%
	官公庁以外の公共的施設	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、市町村の体育館・公民館・図書館等	394	385	4	8	0
			49.8%	48.7%	0.5%	1.0%	0.0%
医療機関	病院、一般診療所、歯科診療所、調剤薬局	358	191	22	7	3	
		61.6%	32.9%	3.8%	1.2%	0.5%	
小計①			770	648	53	15	4
			51.7%	43.5%	3.6%	1.0%	0.3%
多数の者が利用する施設等	多数の者が利用する主な施設	宿泊施設(収容人員概ね50人以上の施設)	0	8	28	6	12
			0.0%	14.8%	51.9%	11.1%	22.2%
		スポーツ施設(民間のスポーツクラブ等)	5	9	0	0	2
			31.3%	56.3%	0.0%	0.0%	12.5%
	遊技場等(ゲームセンター、ボーリング場等)	0	0	3	1	0	
		0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	
小計②			5	17	31	7	14
			6.8%	23.0%	41.9%	9.5%	18.9%
合計		小計①+②	775	665	84	22	18
			49.6%	42.5%	5.4%	1.4%	1.2%

参考2：公共的施設における禁煙状況の前回（H22年度）との比較

	敷地内全面禁煙		建物内全面禁煙		分煙		未実施		その他	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
H22年度	709	48.3%	642	43.7%	95	6.5%	18	1.2%	2	0.1%
H28年度	770	51.7%	648	43.5%	53	3.6%	15	1.0%	4	0.3%

※H22年度は多数の者が利用する施設等については、調査実施していないため、公共的施設のみ比較

県の施設の難病患者等への使用料減免について

平成29年4月21日

健康政策課

障害者総合支援法においては、難病患者等も障がい者同様、「社会生活を営むための支援が特に必要」とされており、難病患者等に対して、障害者手帳等所持者と同様に県の施設の使用料減免措置を行いました。

1 対象者

区 分	交付者数	参考
ア 特定疾病(指定難病)医療受給者証(H29.3末) 難病の患者に対する医療等に関する法律で規定する 難病(※指定難病:306疾病)	4,801人	約15%が身体障 害者手帳等所持
イ 障害福祉サービス受給者証(H28.12末) 障害者総合支援法で規定する難病患者(※332疾 病)	6,349名	多くが身体障害者 手帳等所持

※難病法の指定難病は、障害者総合支援法(政令)で規定する疾病に含まれる。
※平成29年4月から、指定難病は306疾病から330疾病に、障害者総合支援
法(政令)で規定する疾病は332疾病から358疾病にそれぞれ拡大されたた
め、交付者数は今後さらに増加する見込みである。

↓

(手帳所持者は、何
らかの優遇)

2 対象施設

県立・県営の全施設

(本庁、地方機関、指定管理に係る施設含む。使用料を徴収しない施設を除く。)

3 減免の内容

- ・障がい者等が使用者全体の50%以上のとき・・・10/10減免
- ・ " 50%未満のとき・・・1/2減免

4 実施時期 平成29年4月1日から

(1のイについては検討中の施設あり。)

(参考)

○他県の状況

- ・難病患者等に使用料の減免規定を有する都道府県はなし。全国初。

○市町村立施設への適用

- ・同様の措置を検討していただくよう各市町村長あてに依頼を行ったところである。

指定管理に係る県立・県営施設についての適用状況

施設名	指定管理者名	減免適用 予定時期
県立武道館	鳥取県体育協会	H29.4.1
県立鳥取産業体育館	鳥取県体育協会	H29.4.1
県立米子産業体育館	鳥取県体育協会	H29.4.1
県立障害者体育センター	鳥取県厚生事業団	H26.4.1
県立布勢総合運動公園	鳥取県体育協会	H29.4.1
東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く）	鳥取県観光事業団	H29.4.1（サ検討中）
県営鳥取屋内プール	鳥取県体育協会	H29.4.1
県立倉吉体育文化会館	鳥取県体育協会	H29.4.1
鳥取砂丘こどもの国	鳥取県観光事業団	H29.4.1（サ検討中）
県立博物館	（直営）	H29.4.1
県立福祉人材研修センター	鳥取県社会福祉協議会	H29.3.1
農業大学校	（直営）	H29.4.1
わらべ館	鳥取童謡・おもちゃ館	H29.4.1（サ検討中）
とりぎん文化会館（県民文化会館）	鳥取県文化振興財団	H29.4.1（サ検討中）
米子コンベンションセンター	コンベンションビューロー	H29.4.1（サ検討中）
倉吉未来中心	鳥取県文化振興財団	H29.4.1（サ検討中）
夢みなとタワー	鳥取県観光事業団	H29.4.1（サ検討中）
燕趙園	鳥取県観光事業団	H29.4.1（サ検討中）
とっとり花回廊	鳥取県観光事業団	H29.4.1（サ検討中）
鳥取二十世紀梨記念館	鳥取県観光事業団	H29.4.1（サ検討中）
県立生涯学習センター（県民ふれあい 会館）	鳥取県教育文化財団	H29.4.1
農村総合研修所	鳥取県農業協同組合中央会	H29.4.1（サ検討中）
県立船上山少年自然の家	KSS・富士総合警備保障共同企業体	H29.4.1
県立大山青年の家	鳥取県教育文化財団	H29.4.1
県営東山水泳場	鳥取県水泳連盟	H29.4.1（サ検討中）
県営ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃場協会	H29.4.1
とっとりバイオフロンティア	鳥取県産業振興機構	一般への貸出を行 っていない
とっとり出会いの森	谷尾樹楽園	使用料を徴収して いない
氷ノ山自然ふれあい館	鳥取県観光事業団	使用料を徴収して いない
大山自然歴史館	大山観光局	使用料を徴収して いない
大山駐車場	大山観光局	ともに検討中
皆生尚寿苑	鳥取県厚生事業団	使用料を徴収して いない
鹿野かちみ園・鹿野第2かちみ園	鳥取県厚生事業団	使用料を徴収して いない
天神川流域下水道	鳥取県天神川流域下水道公社	一般への貸出を行 っていない
人権広場21	鳥取県人権文化センター	使用料を徴収して いない

※1のア（医療受給者証交付者）については、ほとんどの施設で4月から適用されたが、
1のイ（障害福祉サービス受給者証交付者）については検討中の施設が多い。上記の
表では「サ検討中」と記載）

鳥取県ドクターヘリ導入事業の住民への広報について

平成29年4月21日
医 療 政 策 課

1 住民への広報の概要

(1) 実施方法

ドクターヘリ導入事業の概要に係るチラシ等を配布の後、住民説明会を開催。

(2) 広報対象地域

米子市及び境港市：全域

(3) 広報時期

チラシ等配布：6月～7月

住民説明会：7月～8月（両市と調整の上実施）

説明者

- ・ 県（医療政策課、西部福祉保健局）
- ・ 鳥取大学（救命救急センター医師等）
- ・ ヒラタ学園（ドクターヘリ運航委託会社）

(4) 広報内容（案）

- ① 鳥取県におけるドクターヘリ導入の経緯
- ② 基地病院と格納庫
- ③ 運航会社の概要
- ④ 全国導入状況
- ⑤ 鳥取ドクターヘリの概要
- ⑥ 離着陸時間
- ⑦ 飛行ルート
- ⑧ 騒音予測値

2 これまでの広報の経緯

H28.1月 米子市自治連合会常任委員会等で説明

H28.5月 米子市大篠津地区で住民説明会を開催

説明内容 「鳥取県ドクターヘリ導入の経緯、基地病院と格納庫等について」

平成28年度 第5回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成29年 4月21日
医療指導課

- 1 日 時 平成29年3月24日（金）13:30～15:30
- 2 場 所 新日本海新聞社中部本社ホール
- 3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局長 等
- 4 概 要

(1) 報告事項

鳥取県国民健康保険運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の設置等について報告

- ・運営協議会委員について
- ・鳥取県国保運営方針策定スケジュール及び骨子案について
- ・第1回運営協議会の開催について（平成29年3月30日）
⇒結果は、報告事項「第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の開催について」のとおり。

(2) 納付金等の算定について

市町村の主な意見	県の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度の納付金等の算定について本年12月に国から係数が示された上で、納付金額の算定や標準保険料率の提示が行われるスケジュールとなっており、最終的には平成30年1月頃になるとのことだが、市町村側としては、遅くとも本年11月頃までに提示いただかないと運営協議会等への説明の準備ができない。 ○国に対して、もっと早い段階で係数を示すよう申し入れるべき。 ○できないのであれば、鳥取県としては9月頃に示される仮係数での算定を本算定とすることも検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国に対しては、これまでも国保基盤強化事務レベルWG等で申し入れているところだが、事務処理的に前倒しは困難との回答。 ○本県として、仮係数での算定を本算定とする選択肢はあり得ると思われるため、国へ可能かどうか確認する。

(3) 市町村事務の標準化等について

市町村の主な意見	県の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○事務の標準化について、各市町村は条例改正や他分野との調整が必要な場合があるため、検討のスピードを上げる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○検討項目のうち、可能なものから標準化に取り組むこととする。
<ul style="list-style-type: none"> ○葬祭費を例にとると、給付額は30,000円、20,000円、15,000円と各市町村でまちまち。例えばこれを20,000円に統一するには、条例で定められていることもあり、上げる場合も下げる場合もそれなりの理由が必要となる。 ○また、上げるとすれば、理論的には、被保険者の保険料に影響することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○すぐに結論に至ることも困難であり、引き続き検討する。

都道府県化に係る主要事項の検討スケジュール(予定)

医療指講課 H29.2.22

月	連携会議の開催	部会の開催	事務標準化PT (県・国保連)	その他の会議等	納付金・標準保険料率の算定	国保運営方針の策定
平成 28 年度	(10/14) 第3回開催	(10/11) 第2回開催				
				(11/22) 市町村長等説明会		
				(12/下旬) 市町村長意見交換(個別)	(第1回試算) ○市町村・国保連合会からのデータ提供・入力、県分データの入力 ○集計作業・試算	
			(1/23) 第1回開催			
	(2/22) 第4回開催	(2/7) 第3回開催	(2/27)予定 第2回開催		連携会議へ試算結果を提示	県で運営方針骨子案の策定作業
	(3/中旬)予定 第5回開催	(3/中旬)予定 第4回開催	(3/中旬)予定 第3回開催	(3/中旬) ○県国保連協設置 (3/下旬) ○県国保連協開催	連携会議へ分析状況を報告	○運営方針骨子案を連携会議に提示 ○県国保連協で制度改革、運営方針骨子案の説明・意見聴取
平成 29 年度	(4/下旬)予定 第6回開催	(4/中旬)予定 第5回開催	(4/中旬)予定 第4回開催			○県で運営方針案の策定作業 ○連携会議で方針案の検討
		(5/中下旬)予定 第6回開催	(5/中下旬)予定 第5回開催	(5/中下旬) ○県国保連協開催	(10月の推計実施までに) ・第1回試算数値と国から示される公費の考え方等により納付金・標準保険料率を算出 ・試算結果を踏まえ納付金に関する方針を概ね決定	○県国保連協で運営方針案の検討、意見聴取
	(6/中下旬)予定 第7回開催	(6/中下旬)予定 第7回開催	(6/中下旬)予定 第6回開催			○全市町村からの意見聴取 ○常任委員会報告 ○パブコメの実施
	以降、随時開催	以降、随時開催	以降、随時開催	(7/中下旬) 県国保連協開催	この間シミュレーション結果等を通して随時連携会議・部会で検討	○連携会議で国保連協やパブコメの意見を踏まえた修正案の検討
						○国保連協から知事へ答申 ○県知事による運営方針の決定
						公表
						予算・条例等へ作業へ反映
					○平成30年度推計の実施 ・納付金算定システム確定版使用 ・H29係数により推計	
					この間随時連携会議・部会で検討	
					○納付金等の確定 ・確定係数による算定 ⇒納付金・標準保険料率の確定	
					納付金等の市町村への通知	
					議会等審議(予算・条例等)	
平成30年度	国保新制度運用開始					

事務標準化の検討項目

NO	項目	検討事項	役割分担	備考
1	被保険者証作成	○一括更新時期、更新頻度の統一	県	
		○随時発行の対応方法		
2	資格管理事務	○事務の統一化・マニュアル化（異動情報の運用の統一含む）	国保連合会	
		○高額療養費における世帯の継続性の判定基準		
3	保険給付の支払事務	①高額療養費に係る各現金給付の給付判断等の統一	県	
		②高額介護合算に係る各現金給付の給付判断等の統一	県	
		③保険料の減免の取扱基準の統一	県	
		④一部負担金減免の取扱基準の統一	県	
		⑤保険給付の差止に係る取扱基準の統一	県	
		⑥高齢世帯の支給申請の簡略化	県	
		⑦地単ペナルティー分の県対応	県	
		⑧運用日程、各種様式の整理	国保連合会	
4	保険給付に係る県から国保連合会への直接支払い	○事務手続、運用日程の検討	県	
		○交付金請求、支払事務の整理		
5	地単公費の償還払いの取扱い	○計算方法の統一	県	
6	療養費	①現金給付の給付額及び給付判断の統一	県	
		②運用日程、各種様式の整理	国保連合会	
7	その他支給業務に係る支給基準の統一	○給付基準及び審査基準の統一 （葬祭費、出産育児一時金等） ○各現金給付の給付額及び給付判断の統一	県	
8	その他支給業務に係る支給申請書類の統一	○各種様式の整理	県	
9	医療費通知の統一	○実施回数、通知受診期間、様式等の統一	県	
		○初期経費、運用経費によるコスト分析		
10	短期証・資格確認書・限度額認定証の取扱い	①短期証（更新基準、様式の統一）	県	
		②資格確認書（更新基準、様式の統一）	県	
		③限度額適用認定証（更新基準、様式の統一）	県	
11	月報関係	○報告内容の統一、システム開発	国保連合会	

平成28年度 第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の開催状況について

平成29年4月21日
医療指導課

- 1 日 時 平成29年3月30日(木) 13:30~15:30
- 2 場 所 県庁第二庁舎第22会議室
- 3 出 席 運営協議会委員(別添名簿参照)
(事務局) 福祉保健部健康医療局長、医療指導課長
- 4 概 要

(1) 鳥取県国保運営協議会について

- | | |
|--------|---|
| ① 目的 | 平成30年度からの国保制度改革において、今後の国民健康保険事業の運営に関する事項を協議するために、法により各都道府県に協議会の設置が義務付けられた。本県においては、平成30年4月施行に向けて、市町村における準備期間の確保のためにも早急に国保運営方針を決定する必要があることから、平成28年度中に運営協議会を設置し、所要の審議を開始したものである。 |
| ② 委員 | ・被保険者代表(3名)・保険医又は保険薬剤師代表(3名)・公益代表(3名)
・被用者保険代表(2名) 計11名で構成 |
| ③ 審議事項 | ・国保事業費納付金の徴収に関すること
・国保運営方針の作成に関すること
・その他国保運営に関する重要事項 等 |

(2) 議事及び主な意見等

○会長の選任

委員の互選により公益代表の藤田委員を会長に選任

○平成30年度国保制度改革の概要

第1回でもあり、国保制度改革の概要と市町村との協議状況を説明。

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
・制度改革による市町村の事務負担の軽減は図られるのか。	・平成30年度から直ちに軽減されることにはならないが、市町村事務の標準化を進める中で、軽減される部分はあると考える。
・一番のメリットとしては、財布が大きな1本になるということか。	・特に小規模な保険者にとっては大きな財布になるので、多少安心感が生まれると考える。
・保険者努力支援制度の導入によるインセンティブの強化があるが、例えば保険料収納率は市町村の被保険者への徴収強化となるため、被保険者への配慮も必要。 ・インセンティブによる県から各市町村への交付金の増減はあるのか。	・国保財政の維持のためには、保険料収納の取組は必要であり、法に則った、法の範囲内での取組を高めていくことは必要と考える。 ・また、保険者努力支援制度は、現取組をベースとした加算制度であるため、減額されることはない。
・現在、保険料未納者に対して市町村が発行している短期証は制度改革後どうなるのか。	・現行どおり各市町村の判断で発行される。 ・今後、事務の標準化の観点から、県内統一ルールが可能か否か検討することとしている。

○国保運営方針の策定スケジュール（案）について

以下のスケジュールで進めていくことを説明。委員了承。

- ・平成29年3月 運営協議会設置
第1回運営協議会開催（⇒国保制度改革等の説明）
- ・平成29年5月 第2回運営協議会開催（⇒運営方針の検討、意見聴取）
（市町村へ意見聴取・パブリックコメント実施・常任委員会へ報告）
- ・平成29年6月 県・市町村国保連携会議の開催（意見等を踏まえた修正案の検討）
7月 第3回運営協議会開催（⇒運営方針の審議・知事へ答申）
（県知事による国保運営方針の決定）
- 8月 運営方針の公表

○国保運営方針の骨子案について

国保運営方針に記載すべき項目等について説明。

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の立場では、市町村国保会計の赤字補填のための一般会計からの繰入は、住民税を国保料に充てる形になるため解消する方向でお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の3,400億円の財政支援は、市町村国保の赤字解消が目的であり、解消に向けた取組は必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営方針の策定に当たっての医療費適正化の取組に関する事項については、医療費適正化データとの整合性がとれる数値目標の設定、具体的な施策を模索してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、医療費適正化計画を平成29年度中に策定することとしており、運営方針の策定と適正化計画の策定にタイムラグはあるが、医療費適正化計画での取組内容を可能な範囲で運営方針に記載させていただく。

○その他

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・オプジーボなどの高額な薬を使用すると年間医療が1人当たり2千万円から3千万円かかると言われており、今後適応拡大されると、8億円くらいの基金規模で大丈夫か心配なところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金自体は、一時的に取り崩して使用するが、後年度に、市町村から納付金の形で補填されるため、規模は保持されていく。 ・オプジーボなどの高額な薬剤については、国でも議論され、薬価を下げるといった話も伺っている。 ※オプジーボについては、本年2月1日から50%引き下げ済み。

鳥取県国民健康保険運営協議会 委員名簿

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	岸本 光義	智頭町民生・児童委員
	山根 収	北栄町国民健康保険運営協議会委員
	田邊 千代美	南部町社会福祉協議会理事 等
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	山中 茂	鳥取県歯科医師会常務理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	藤田 安一	鳥取大学地域学部(教授:経済学専攻)
	森木 絵理子	中国税理士会鳥取県支部連合会/税理士
	前田 由美子	鳥取市社会福祉協議会地域福祉部長
被用者保険代表	穂坂 克博	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長
	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部業務係長

(平成29年3月30日現在)

指定障害福祉サービス並びに指定居宅サービス及び介護予防サービス事業者の指定取消について

平成29年4月21日
東部福祉保健事務所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び介護保険法の規定に基づき、指定障害福祉サービス並びに指定居宅サービス及び介護予防サービス事業者の指定取消処分を行いました。

1 事業者

事業者(法人)：株式会社リライフ（所在地 鳥取市湖山町東4丁目61、従業員 39人 (H29.3.1現在)）

代表者：代表取締役 長谷 陽平（ながたに ようへい）

2 事業者が運営する事業所

区分	指定取消	事業所名	事業種別	指定年月日	管理者	定員(人)	備考
障がい事業所	○	ニコケア NicoCare	生活介護	H25.8.1	長谷陽平	20	H29.4.30～休止予定
	○	ニコリハ NicoReha	自立訓練(機能訓練)	H24.3.1	長谷陽平	6	H28.11.7～休止
	○	リトラ Littla	放課後等デイサービス	H24.8.24	長谷陽平	10	H28.11.30～休止
	—	ニコプラン NicoPlan	指定計画相談支援 指定障害児相談支援	H26.4.1	—	—	H28.12.10～休止
介護事業所	—	リライフ	居宅介護支援	H27.6.20	—	—	H29.3.31～休止
	○	ノーラ Norla	通所介護 介護予防通所介護	H23.9.27	寺竹篤司 てらたけあつし	60	H29.4.30～休止予定

3 指定取消年月日：平成29年4月30日（指定取消処分の決定日：4月3日、Littlaについては4月17日）

4 指定取消の理由

(1) 障がい事業所

① NicoCare、NicoReha

- ・利用者47人に対しリハビリテーション加算の要件を満たさないにも関わらず請求(H28.2～12)
 - ・利用者56人に対し福祉専門職員配置等加算の要件を満たさないにも関わらず請求(H28.2～12)
 - ・生活介護計画及び自立訓練(機能訓練)計画の不作成、人員基準不足の減算を行わず請求(H28.2～12)
 - ・生活介護提供実績記録票、出勤簿、シフト表、営業日誌等の書類の偽造、監査時の虚偽報告
- 以上が、障害者総合支援法第50条第1項第5号、6号(指定の取消)に該当

※不正請求額 10,490,970円

② Littla

多機能型事業所として指定取消処分を受けたNicoCare、NicoRehaと一体的運営を行っているため

(2) 介護事業所 (Norla)

- ・利用者116人に対し実際のサービス提供時間の単位数でなく、計画上の単位数で請求(H26.12～H28.8)
- ・利用者90人に対し定員超過減算を行わず請求(H26.12～H27.4)
- ・利用者109人に対し個別機能訓練加算の要件を満たさないにも関わらず請求(H27.4～H28.8)
- ・利用者54人に対し運動器機能向上加算の要件を満たさないにも関わらず請求(H27.4～H28.8)
- ・出勤簿、シフト表、営業日誌、サービス提供票等の書類の偽造、監査時の虚偽報告

以上が介護保険法第77条第1項第6号、7号及び第115条の9第1項第5号、6号(指定の取消)に該当

※不正請求額 25,680,634円

※不正請求額については、今後、支給決定権者・保険者が返還額を決定し返還を求めることとなる。

障がい事業所：支給決定権者 鳥取市、八頭町

介護事業所：保険者 鳥取市、若桜町、八頭町、大山町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町

身体障害者手帳の等級誤認定に係る対応等について

平成29年4月21日
西部福祉保健局障がい者支援課

身体障害者手帳の認定において、総合3級と認定すべきところを4級と誤って認定して手帳を交付した事案が発生しましたので、その概要を報告します。

なお、ご本人様、ご家族様には謝罪を行い、既に正しい手帳を交付しており、今後和解及び損害賠償に向けた手続きを行う予定です。

1 事案の概要

(1) 判明日 平成28年11月18日に家族から手帳等級についての相談があり判明

(2) 内容

・申請者 男性：75歳（現在） 米子市在住

障害：内蔵疾患及び左右下肢リスフラン関節（足の甲）から先を欠くもの

<両下肢の障害認定の誤り>

区分		障害の程度	
		誤	正
H18.5.10交付	①	直腸機能障害4級	
H25.3.12追加 認定交付	②	右下肢機能障害6級 左下肢機能障害6級	両下肢機能障害4級
総合等級	① ②	4級	3級

(3) 経過・原因

平成25年3月の追加認定に当たり、肢体不自由の障害認定基準により、両下肢4級であるにも関わらず、申請書の医師診断書「右下肢6級、左下肢6級」に基づき、直腸の機能障害と合わせ、総合4級と認定し、誤った等級で手帳を交付。

福祉保健局の審査において、医師に照会する必要があったにも関わらず、基準に対する認識不足からそれを見逃したものです。

2 再発防止策等

同様の誤認定が他にもなかったかどうか、今回と同様のケースの総合認定をすべて確認した結果、他に誤りはありませんでした。

認定基準の適切な運用を行うため、再発防止策として以下の改善策を講じています。

(1) 肢体不自由の障害重複ケースに係るチェック表の作成

障害が重複する、間違いやすいケースのチェック表を作成し、等級審査に誤りが起きないように、複数の目でチェックを行う。

(2) 身障手帳システムにおけるチェック機能の強化

今回の事例を含む両下肢の障害等級の審査にチェック項目を追加（システム改修）し、再確認を徹底する。